

「兵庫県分別収集促進計画」(第4期)について

このたび「兵庫県分別収集促進計画」(第4期)を次のとおり作成しましたので公表します。

この計画の主旨は、容器包装リサイクル法第9条に基づき、市町がまとめた分別収集計画の分別収集見込量を取りまとめるとともに、県の方策を示したもので、法の施行(平成9年4月)以降、3年ごとに見直し、4回目の計画となります。

※容器包装リサイクル法:「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」(平成7年法律第112号)

1 「兵庫県分別収集促進計画」(第4期)の概要

(1) 分別収集に取り組む市町の数

平成17年9月末現在の60市町の内、第4期の対象年度(平成18年度～平成22年度)内に、8品目についてはほぼ全ての市町が取り組む計画となっている。

(2) 分別収集量

平成16年度実績の85,654tから平成22年度に130,583tに52%増加する。

表1 分別収集量の推移

(単位:t)

品目\年度	16	18	19	20	21	22
県内市町総計	85,654	118,317	121,241	124,790	128,111	130,583
内神戸市	20,089	24,530	24,370	24,260	24,190	24,150
内神戸市を除く市町計	65,565	93,787	96,871	100,530	103,921	106,433

(3) 分別収集率

平成16年度実績の19.7%から平成22年度に32.6%に12.9ポイント上昇する。

表2 分別収集率の推移

品目\年度	16	18	19	20	21	22
県内市町総計	19.7%	29.3%	30.1%	31.0%	31.9%	32.6%
内神戸市	18.7%	25.3%	25.2%	25.2%	25.3%	25.3%
内神戸市を除く市町計	20.0%	30.6%	31.7%	32.8%	34.0%	34.9%

2 県の方策

分別収集の促進のため次の事項に取り組んでいく。

- ①排出抑制及び分別排出・分別収集の促進の意義に関する知識の普及
- ②県民の「参画と協働」による集団回収の充実並びに店頭回収の促進等
- ③市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進
- ④県民協働容器回収システムの構築
- ⑤市町等の廃棄物再生利用施設の整備促進等